

「行政書士が勝ち残るためには」

東京都行政書士会 行政書士 山本 直哉

目次

序論

第1章 行政書士制度の現在の状況

第2章 情報公開社会・高度情報化社会の問題点と行政書士業務

第3章 新たな行政書士像の構築へ

第4章 勝ち残るための取り組み

結論

文献目録

序論

行政書士制度が 60 周年を迎えることができたのは、国民及び立法府の支持・理解、行政府の協力、そして行政書士の諸先輩方の努力の賜物である。我々現職の行政書士は、先人たちの努力に感謝して、今後も行政書士制度を発展させなければならない。行政書士制度は、めでたく 60 周年を迎えることができたが、磐石であるとは言えない。例えばこの行政書士制度 60 周年記念懸賞論文の課題として、「行政書士が勝ち残るためには」が選ばれたことも、危機感の現れのひとつであろう。この危機的状況を乗り越えて、行政書士が勝ち残るためにはどうしたらよいか、行政書士業務の主たる業務である許認可申請業務を対象を絞って、その算段を本稿で明らかにする。

第 1 章 行政書士制度の現在の状況

行政書士が勝ち残る算段を検討する為には、まず行政書士のおかれている現在の状況を把握しなければならない。そこで総務省自治行政局行政課佐藤志信の論文である「行政書士及び行政書士制度をめぐる最近の状況と今後の課題について」を引用して明らかにする¹。この論文は、行政書士の監督官庁職員によって 2010 年 8 月に発表されたものであり、行政書士制度の現在の状況を最も正確に指摘していると考ええる。

佐藤志信によれば、「官公署に提出する書類の I T 化の進展等は、…申請者本人等による書類作成や申請行為を容易にし、当該業務に係る専門性への需要を減退させる可能性があり、行政書士業務分野により本質的な変化をもたらす可能性がある」²。そして業際問題にも触れて、「昭和二六年に行政書士法が制定され六〇年が経過したが、現在の社会実勢」において、行政書士の沿革たる明治五年八月三日の太政官達「司法職務定制」を前提に「行政書士の発展可能性を見出すことは困難である」³。「行政書士制度については、とかくいわゆる『業際問題』に焦点があたりがちではあるが、むしろ行政書士を取り巻く環境の本質的な変化を踏まえれば、経験年数の少ない行政書士を含めた行政書士の業務実態や我が国社会・経済の変化を踏まえた的確な対応の重要性はより一層高まると想定される」とする⁴。そして「行政書士にあっては、このような社会・経済の変化に呼応して業務を展開されることが重要である」と指摘する⁵。つまり

¹ 佐藤志信「行政書士及び行政書士制度をめぐる最近の状況と今後の課題について」月刊地方自治 753 号（2010 年）66—109 頁。

² 佐藤・前註 1・79 頁。

³ 佐藤・前註 1・79 頁。

⁴ 佐藤・前註 1・80 頁。

⁵ 佐藤・前註 1・80 頁。

その要旨は、①経済情勢の悪化や情報化社会の進展により許認可等の本人申請が加速して従来の行政書士業務が危機に瀕していることを十分に認識して、②その打開策として時代錯誤的な行政書士制度沿革論を根拠とする業際問題を持ち出すことなく⁶、③現在の時代に即応した展開をすべきということである。しかし一番の問題点である①経済情勢の悪化や情報化社会の進展により許認可等の本人申請が加速して従来の行政書士業務が危機に瀕していることについて、この論文では、その原因を具体的かつ理論的に説明していない。危機の原因を明らかにすることによって、はじめて有効な対処方法を検討できる。そこで危機の原因を阿部泰隆教授の論文を引用しつつ明らかにする⁷。

阿部泰隆教授は、情報公開社会の進展が、行政書士の危機の要因であると指摘する⁸。この点を以下のように具体的かつ理論的に説明する。行政書士の専門性は、行政庁の行政裁量の情報を熟知している点にあった。しかし情報公開社会の進展により、行政庁の行政裁量の情報が国民に提供され、行政書士は、専門性を失いつつあり危機に瀕しているとする⁹。そして行政裁量の情報提供の具体例のひとつとして、行政庁の助言的行政指導の充実をあげる。公務員の意識改革により、懇切丁寧な行政サービスを提供する行政庁職員が増え、申請書の記載方法などについても、助言的行政指導を通じて、懇切丁寧に情報提供を行うようになった。これにより国民と行政庁の距離は縮まり、国民は行政庁から行政裁量の情報を直接入手することが容易になった。その結果、行政書士への依頼が減少したというのである¹¹。

阿部泰隆教授は明言していないが、私は、行政手続法の制定も看過することはできないと考える。これまで行政裁量は、行政内部の問題であり、必ずしも公開する必要はなかった。よって許認可等の審査基準は、行政庁と行政書士が

⁶ 業際問題を概観するものとして三木常照『行政書士の役割 - 行政と市民のインターフェイス』ふくろう出版（2004年）63-67頁。兼子仁『行政書士法コンメンタール（第4版）』北樹出版（2010年）29-31頁がある。具体的な業際問題については以下の論文がある。行政書士と司法書士の業際問題について、民法学者からの考察として小野秀誠「司法書士と行政書士の職域紛争について」NBL No611（1997年）13-19頁及びNBL No612（1997年）35-41頁。行政書士と弁護士の業際問題について、弁護士の立場からの考察として菊池秀「行政書士の権利義務又は事実証明関係書類作成業務をめぐる問題点」自由と正義 Vol. 60 No11（2009年）83-93頁。

⁷ 阿部泰隆『行政書士の未来像』信山社（2004年）。

⁸ 阿部・前註7・80頁。

⁹ 阿部泰隆教授は、入管裁量について例を挙げ「行政裁量のルールをよく知っているという点で行政書士はプロになれる」とし、情報公開により審査基準や前例が公開されることにより「秘伝が秘伝でなくなる可能性がある」とする。阿部・前註7・80頁。

¹⁰ 阿部泰隆教授は、この他に行政書士の危機の原因として、規制緩和と弁護士の進出をあげる。規制緩和により行政の行政裁量が減少し、それに伴い行政書士業務も減少すると指摘する。阿部・前註7・94頁。

¹¹ 阿部・前註7・99頁。

独占をしており、そこに専門性があった。しかし行政裁量の透明化をはかる意図で制定された行政手続法により（行政手続法1条）、許認可の裁量基準は、審査基準として、設定・公表が義務付けられた（行政手続法5条）。行政手続法の制定は、行政から国民に情報が提供される契機になったと評価できる。

私は、行政書士の危機の原因がITを中心とした高度情報化社会にもあると考える。国民は、インターネットを使ってアクセスすれば、行政庁のホームページから休日深夜を問わず、膨大な情報を入手することができる。一方、国民は、行政裁量の情報について行政庁以外からも、許認可申請についての体験談などの情報をホームページ・ブログ・メールマガジン・ツイッター等を通じて、他の国民から取得することもできる。

このように情報公開社会・高度情報化社会において、行政裁量の情報は、堰を切ったように行政から国民に提供された。その結果、行政裁量の情報提供と反比例するように、行政書士の専門性は失われていった。これが行政書士の現在直面している危機の原因であり構造であると考えられる。

第2章 情報公開社会・高度情報化社会の問題点と行政書士業務

1、情報公開社会・高度情報化社会の問題点

行政書士の専門性を情報の保有・提供と位置づける阿部泰隆教授の理解によれば、情報公開社会・高度情報化社会においては、行政書士の専門性は失われる構造にある。もはや行政書士の存在意義はないとの考え方もあろう。しかし日々行政書士実務をこなしている立場から言えば、情報公開社会・高度情報化社会においても、行政書士の存在意義が失われたわけではない。このことを情報公開社会・高度情報化社会における行政裁量の情報提供の問題点に言及しつつ明らかにする。

ア、行政庁の情報提供の限界と弊害

そもそも行政庁による行政裁量の情報提供には限界がある。提供されない情報も存在するし、誤った情報が提供されるという弊害も存在する。以下説明する。

前述のように行政手続法により審査基準の設定・公表が義務付けられて、行政裁量の情報提供は格段に進んだ。しかし行政庁から提供されない情報も存在する。例えば行政手続法の審査基準の設定・公表には適用除外が存在する（行政手続法3条等）。また公表された審査基準には不明確な情報も存在する。阿部泰隆教授は、行政手続法施行後の審査基準について、「少しはましになったが、まだまだ抽象的である」と指摘する¹²。さらに、審査基準の設定・公表は、あくまで許認可申請の要件・事実についてであり、事実を裏付ける証拠の収集につ

¹² 阿部・前註7・10頁。

いて、明記するものではない。この点について、阿部泰隆教授は、証拠を収集して要件・事実を証明するノウハウは公開されておらず「転勤を繰り返す担当者よりも、長年の経験で実態を知っている行政書士が詳しいこともある」と指摘する¹³。このように行政手続法による審査基準の設定・公表には限界がある。

そして行政庁の情報提供には深刻な弊害もある。行政庁は必ずしも正しい情報を国民に提供するとは限らないからである。本来ならば不要である書類を、助言的行政指導を介して要求することがある。兼子仁教授は、「飲食店営業の許可申請に食品衛生指導員の事前指導票を添えさせるのは保健所の内規要綱に書かれたしくみにすぎない」と具体例を挙げる¹⁴。阿部泰隆教授も、農地法における周辺住民の同意書を例に挙げて、行政庁の情報提供の問題点を指摘する¹⁵。また、私の実務経験においても、ある許認可について、法律上不要な調査及び調査書の添付を行政庁から要求されたことがある。法律上不要な調査であった為、行政庁にこの点を質問したところ、「任意にお願いしている」とのことであった。

イ、国民による情報提供の問題点

行政裁量の情報は、ホームページ・ブログ・メールマガジン・ツイッターに掲載されることがある。例えば許認可申請についての体験談や、営利目的や広告目的でなされる許認可申請についての情報提供などである。これらを見ると、法律家でない国民により提供されるため、事実誤認や曲解による評価も多い。またインターネットの世界は基本的に匿名社会であり、情報提供に対する責任の意識が希薄である。よってインターネットの世界で行われる情報提供は、現実社会で行われる情報提供に比べれば、信憑性に欠ける。つまり国民による情報提供の問題点は、情報の信憑性が低いことである。

2、行政書士業務の変容と危機

このように情報公開社会・高度情報化社会の情報提供には、内在的問題が存在する。これら問題解決の相談役として行政書士の存在意義はある。なぜなら情報公開社会・高度情報化社会において、国民が取得した情報の真偽の「確認」作業につき、重要な役割を果たせるからである。つまり情報公開社会・高度情報化社会において、行政書士業務は、情報の「提供」から情報の「確認」へと変容が生じている。そしてこの変容が行政書士に危機をもたらしている。以前ならば書類作成及び提出一式の申請の依頼が、相談業務の依頼に変化するからである。これまで国民は、行政裁量を熟知している行政書士に、一任という形で申請書類の作成及び提出一切を依頼した。しかし審査基準の設定・公表や情報流通により、行政書士に対して依頼するのは、個人が取得した情報の「確認」

¹³ 阿部・前註7・10頁。

¹⁴ 兼子仁『自治体・住民の法律入門』岩波新書（2001年）115頁。

¹⁵ 阿部・前註7・66-71頁。

だけになりかねない。行政書士業務が、書類作成・申請手続代理業務から相談業務に変容することは、許認可申請における行政書士の地位の低下を意味し、同時に報酬の大幅な減少も意味する。

このように情報公開社会・高度情報化社会において、行政書士は存在意義を失ったわけではない。しかし行政書士業務は、変容して縮減方向に進んでおり、危機に瀕していると評価せざるを得ない。

第3章 新たな行政書士像の構築へ

1、代表的な提案とその評価

では如何にしてこの危機を乗り越えて新時代を切り開いていくべきか。これまで発表された実務家・研究者の提案を紹介する。

まず実務家であり行政書士制度の研究者でもある三木常照行政書士の提案を紹介する。三木常照行政書士は、「電子申請等の動きに対応できる技術や能力を身につけ」ることが必要と主張する¹⁶。つまり三木常照行政書士は、国民の利益電子申請等の高度情報化社会に対応することにより、危機を脱することを提案する。確かにインターネットを介しての電子申請など高度情報化社会に対応できない行政書士が勝ち残ることは難しい。しかし行政書士として電子申請に対応するのみでは、この危機を乗り越える方法としては不十分である。これまで述べてきたように、行政書士制度の危機の本質は、行政書士の提供する情報の空洞化である。よって電子申請に対応するだけでは、情報の空洞化を埋めることはできず、電子定款認証における申請代理のような仕事だけになってしまう。このように三木常照行政書士の提案は、行政書士が勝ち残る為の必要条件ではあるが、十分条件ではないと考える。

次に行政法学者の阿部泰隆教授と兼子仁教授の提案を紹介する。阿部泰隆教授は、行政法学者としての視点から、「行政裁量のルールをよく知っているという点で、行政書士はプロになれるのである」として、情報公開による裁量基準の収集に重点をおくことを提案する¹⁷。これは国民が容易に知りうる情報とそうでない情報を二分化した上で、行政書士は国民が容易に知りえない情報を保有することによって、国民との差別化をはかるべきだとの提案である。情報の収集方法として、阿部泰隆教授は、ノーアクションレター制度、情報公開請求、行政手続法の駆使を挙げる¹⁸。しかし情報公開社会・高度情報化社会においては、情報を保有するだけでは不十分である。いずれ情報の空洞化が生ずると考える

¹⁶ 三木常照「行政手続法・許認可に係る行政書士聴聞代理権 - 行政書士法改正のゆくえ」
京都学園法学第1号（2008年）122頁。

¹⁷ 阿部・前註7・80頁。

¹⁸ 阿部・前註7・78-85頁。

からである。よってこの提案も、必要な条件ではあるが、危機を乗り越える方法としては十分ではないと考える。

一方で、阿部泰隆教授は、別の観点からの新しい行政書士像も提案する。農地法申請における不要な行政指導などを例示した上で、「行政書士はこの類の指導・指示を受けても反論することは」少ないであろうが、「断固拒否することも必要であるし、…組織としては、法治国家への行政運用を求める正道を歩むべきではなかろうか」とする¹⁹。これは行政書士や行政書士会に対して、行政庁の裁量統制の一翼を担うことを期待する提案である。兼子仁教授も、「日本での行政の実際にあつては、…なかなか行政に正面きった権利主張をしにくい雰囲気だと言われる。…行政書士という法律専門的代理人が間に立っていくことが、現実に利便であるに違いないであろう」として阿部泰隆教授と同様の提案をする²⁰。そして「役所との交渉でも、役人のいうとおりにして早くやるだけでなく、役人の間違い、不当な指示があるとき、役人を丁寧に説得して、顧客の利益を守ることである。そのためには法的な研鑽も不可欠である」として、行政書士に対して、行政庁を説得させるという役割にも期待を寄せる²¹。

このように阿部泰隆教授・兼子仁教授は、行政書士に行政裁量の統制者という位置づけを提案する。両教授の指摘は、これまでの情報の保有・提供という行政書士像を離れて、新たな行政書士像を提案するものである。これまで明らかにしたように、情報公開社会・高度情報化社会においては、行政書士が情報の保有・提供という役割を果たすのみでは、現在の危機を打破することは構造上不可能である。情報の保有・提供を離れた新たな行政書士像が必要なのである。行政書士が勝ち残るためには、行政裁量の統制者という位置づけが必要不可欠である。

2、行政裁量の統制者の構築

ア、行政裁量の統制者の理論的構築

私は、阿部泰隆教授と兼子仁教授の提案に賛成する。しかし両教授の提案は、行政実務における必要性から、行政書士に行政裁量の統制者を期待するものである。そこで行政書士に行政裁量の統制者の役割を与える許容性について明らかにする。

行政書士法1条は、「行政に関する手続きの円滑な実施」の寄与と「国民の利便に資することを目的とする」として、行政書士制度の目的を規定する。また行政書士の徽章であるコスモスは、「調和」の花言葉を意味する。行政書士は、国民と行政の調和の役割を果たすことが期待されている。ただ完全な中立者と

¹⁹ 阿部・前註7・77頁。

²⁰ 兼子・前註14・118－119頁。

²¹ 阿部・前註7・100頁。

して国民と行政の調和を意図するのではない。三木常照行政書士が指摘するように、行政書士は行政庁の下請けではなく、行政書士法により国民によってその地位を与えられたのだから、国民の利便に資することを第一に考えなければならない²²。つまり国民の利益を追求する立場にある。もつとも憲法において公共の福祉による人権制限を認めていることから明らかなように(憲法13条等)、依頼者の利益だけを追求して、他の国民の利益つまり公共の福祉を害することは許されない。行政庁は、憲法や法律によって与えられた行政裁量権を行使して、公共の福祉の実現をはかっている。つまり行政庁は、依頼者以外の他の国民の利益を実現する立場にある。よって行政書士は、依頼者の利益を考えながらも、行政庁の背後の存在する国民全体の利益にも配慮しなければならない。ただ行政庁は、行政裁量を逸脱・濫用する危険性を内包している。行政書士業務で具体例をあげるならば、行政庁が許認可申請において、法定外添付書類を要求することや、合理的理由なくして審査基準を適用しないことなどであり、これらは行政裁量の逸脱・濫用と評価される²³。このように行政書士は、許認可業務において、行政裁量の逸脱・濫用に直面する立場にある。もし行政書士が、行政庁の裁量権行使について逸脱・濫用であると考えるときは、行政庁に対して、その旨を指摘して、是正させなければならない。このような地位や権限は、行政裁量の逸脱・濫用を違法とする日本国憲法の法秩序から考えれば²⁴、憲法や行政書士法によって、当然に与えられていると考えるのが妥当である。

では行政書士は、具体的にどのような観点から行政裁量に関与していくべきであろうか。そもそも行政裁量は、立法者が法律の枠内で行政機関に認めた判断の余地であり²⁵、行政庁による行政裁量の逸脱・濫用は許されないことが明記されている(行政事件訴訟法30条)。そして裁量権の逸脱・濫用に該当する場合として、法律の目的違反、不正な動機、平等原則違反、比例原則違反等が挙げられる²⁶。このように行政裁量の逸脱・濫用が認められる場合は多種多様であるが、行政書士の業務では、平等原則違反に直面することが多いと考える。行政書士は、専門分野の許認可を多数処理することにより、個別具体的な情報を多く有している。行政書士は、先例などの保有情報と現在の申請を比較しながら、平等原則違反の主張ができる。よって、行政書士は、平等原則違反についての裁量統制者として適任だと考える。

ところで許認可業務は、行政書士と弁護士が共に行い得る競業の関係にある

²² 三木常照行政書士は特にこの点を強調する。三木常照『行政書士の役割—行政と市民のインターフェイサー』ふくろう出版(2004年)82頁。

²³ 宇賀克也『行政法概説I 行政法総論【第三版】』有斐閣(2009年)277頁。

²⁴ 憲法41条・73条、行政事件訴訟法30条、行政不服審査法等。

²⁵ 宇賀・前註24・301頁。

²⁶ 宇賀・前註24・307頁。

(行政書士法 2 条、弁護士法 72 条)。許認可業務において、行政書士が勝ち残る為には、弁護士との争いにも勝たなければならない。司法制度改革による弁護士の大幅な増加で、弁護士も許認可分野に進出することが予想される²⁷。行政書士と弁護士が競業する中で、行政書士が平等原則違反についての裁量統制者の役割を果たすことは、弁護士との競争においても有利に働くと考える。行政書士と弁護士を比較すれば、行政書士の方が許認可申請に関する情報を有していることは明らかであり、他の案件との比較による平等原則違反を、弁護士が行政書士よりも具体的に主張することは困難である。つまり行政書士は、平等原則違反による裁量統制を行うことについて、弁護士よりも適任といえる。このように行政書士が行政裁量における平等原則違反の統制者として任務を全うすることは、弁護士との差別化にもつながり、行政書士の独自性・専門性にもつながる。

第 4 章 勝ち残るための取り組み

1、行政書士個人としての課題

行政書士が、行政裁量における平等原則違反の統制者として、役割を果たすための課題を検討する。行政書士が行政庁に対して平等原則違反を主張する為には、類似する事案の情報が不可欠である。しかし個別具体的な情報を収集するだけでは、行政書士が勝ち残ることはできない。なぜなら個別具体的な事例の情報を列挙するだけでは説得性に乏しいからである。やはり情報を保有し単に提供するだけの存在では、情報公開化社会・高度情報化社会において、勝ち残ることは難しい。

これからの行政書士の課題は、情報を収集・分析・応用した上で、行政庁を説得する能力を養うことにある。私がこのような考えに至ったのは以下の実務経験による。私は、行政書士実務において、極めて優れたある行政書士に出会うことができた。この行政書士は、困難な事案を処理することが多いようであった。しかしこの行政書士は、事案に応じて実に巧みに依頼を全うするのである。もちろんこの行政書士は、強弁などで行政庁を説得して許認可を得ているわけではない。情報を収集・分析・応用し、行政裁量の実質的審査基準を理解した上で、行政庁を説得して許認可申請を成功させる。そして行政庁も有能な行政書士の主張は尊重しているように感じた。私は、この行政書士に行政裁量の統制者としての姿をみたのである。このように現在でもごく一部の行政書士は、行政裁量の統制者の役割を果たしている。今後、各行政書士は、広い分野において、このような能力を身に付けなければならない。このような能力を身に付けることにより、情報の保有・提供者という地位から、情報に付加価値を

²⁷ 阿部・前註 7・94 頁。

付け情報を応用して、行政庁と交渉ができる行政裁量の統制者という地位へ移行することができる。

ではどうしたらこの能力を身に付けることができるかその方法が問題となる。私は、法学研究者や実務家が行う判例評釈の技法を用いることを提案する。判例評釈とは、その判決の意義、従前の判例との関係、判決の射程、残された課題について検討を重ねていく知の技法である²⁸。判例評釈は、大学院の法学教育において、大学院生の法律的素養を高めることを目的として行われる²⁹。法曹界で蓄積されてきた判例評釈の技法は、情報を分析して体系化する知の技法であり、行政裁量の解明にも極めて有益であると考え。なぜなら情報を体系的に構築することにより、保有する情報の位置付けが明確になり、情報を応用する力が養われるからである。例えば許認可申請では、特殊な条件が付加された特殊事例による成功例に注目が集まりやすい。そして一部の行政書士は、特殊な事情を考慮することなく結果のみに着目して、審査基準を見誤ることがある。これは例外をあたかも原則として扱ってしまっているのである。しかし判例評釈における技法を用いることによって、情報を体系的に位置づけることができれば、一般的事例であるか、あるいは今回に限って適用される特殊な事例であるかを、体系的に考察することができるので、審査基準を見誤ることは大幅に減少すると考える。このように判例評釈の技法は、行政書士が情報を収集・分析・応用した上で行政庁を説得する能力を養う為に、必ず役立つと考える。

2、行政書士会の課題

ア、データベースの構築について

行政裁量の統制者としての役割を果たすためには、行政裁量に必要な情報の入手が不可欠である。行政裁量の統制に必要な情報とは、平等原則違反を主張する為の情報であるから、許認可申請における具体的案件の情報である。しかし行政書士個人で、許認可申請における具体的情報を収集することには限界がある。そこで行政書士会が主体となり、全国の行政書士に協力を呼びかけて、情報の収集に努めるべきである。もちろん情報を収集する際は、個人情報保護や守秘義務その他法令の遵守を徹底しなければならない。各行政書士も、行政書士全体の利益を考慮して、情報提供に協力してもらいたい。そして行政書士会は、全国の行政書士から寄せられた情報を、データベース化するべきであ

²⁸ 民法判例について記されたものであるが、判例評釈の方法をわかりやすく説明するものとして、大村敦志・道垣内弘人・森田宏樹・山本敬三『民法研究ハンドブック』有斐閣（2000年）305-346頁。

²⁹ 例えば、私が在籍した一橋大学大学院法学研究科では、大学院生に対して、最高裁判例の判例評釈を、専攻科目の教員が一堂に会する場で、原則として1年に2回することが義務付けられていた。大学院において、判例評釈指導は、論文指導を除けば最も重要な教育として位置づけられていた。

る。データベースの方式・内容については、民間の判例検索データベースが参考になる³⁰。情報がデータベース化されれば、行政裁量の変遷、類似案件との比較が容易になり、行政裁量の統制者としての役割を実現するのに大きな助けとなろう。さらに行政書士会はデータベースの提供だけではなく、データベース上に掲載された案件を処理した行政書士との連絡の媒介も果たすべきである。ときに訴訟において、弁護士は、大学教授などの鑑定意見の提出や、大弁護団を組織して訴訟を有利に導くことがある。行政書士も、案件によっては、その分野の専門的な行政書士に意見を求め、また、多数の行政書士と連携して、行政庁と交渉するべきと考える。このようにデータベースの実現は、情報の共有化により各行政書士に情報蓄積をもたらし、運用によっては行政書士が組織的に行動することをも可能にする。データベースは、全国規模で行う必要があり、行政書士会が主体となって構築に努めてもらいたい。

イ、研修の実施について

データベースの情報を操作して応用する為には、前述したように行政書士が判例評釈の技法を学ばなければならない。ただ判例評釈の技法を自学自習により修得することは難しい。そもそも判例評釈は知の技法であるから、その指導は熟達した法学者・実務家によることが望ましい。そうすると講師の依頼、会場設営などが不可欠であるから、他の実務研修と同様、行政書士会が主体となって研修を実施して欲しい。また判例評釈の技法を身に付けるためには、実際に判例評釈の発表を行い、批評を受けることが不可欠である。そこで行政書士会には、そのような場を、会報ないしホームページ上に設ける工夫もしてもらいたい。

ウ、広報活動について

これからの行政書士は、単に情報を保有・提供して代書するわけではない。行政書士は、情報を収集・分析・応用し、ときには行政庁を説得して、依頼者の利益をはかる役割を果たすことになる。依頼者の利益を実現できる可能性が、これまでとは比較にならないほどに高まるのである。この点を国民に宣伝することも必要である。行政書士の有益性を正しく国民に示すことは、行政書士が勝ち残るためには必要不可欠である。このような広報活動は、行政書士個人では限界がある為、是非行政書士会にお願いしたい。

エ、裁量統制手続きについて

阿部泰隆教授も指摘するように、行政書士が行政裁量の統制をするには、組織として動く方が効率的である³¹。行政書士会には、各許認可について、定期的

³⁰ 例えば検索性に優れた判例データベースとしてLEX/DB（株式会社TKC）などがある。

³¹ 阿部・前註7・77頁。

に全国の行政書士から意見・要望を募集して取りまとめ、行政庁に質問・意見・要望をして、行政裁量の統制の一翼を担ってもらいたい。その為の制度・組織・手続を、行政庁と協議の上で構築する必要がある。

結論

本稿の要旨は以下の通りである。まず行政書士を取り巻く現在の危機的状況とその原因を、佐藤志信、阿部泰隆教授の論文を引用しつつ明らかにした。その原因は、情報公開社会・高度情報化社会においては、これまで行政書士が果たしてきた情報の保有・提供という役割を失いつつある点にあった。そして情報公開社会・高度情報化社会において、これまでの行政書士像では、相談業務が残る程度で衰退の一途を辿りかねないことも明示した。しかしこの危機的現状を打破し、行政書士が勝ち残ることができる新しい行政書士像は存在する。行政裁量の統制者という位置付けである。この位置付けは、阿部泰隆教授、兼子仁教授も論文の中で指摘している。ただ両教授とも、行政裁量の統制者という位置付けは、行政実務上での必要性として述べられているに過ぎず、理論的に不明確であった。そこで私は、まず行政書士業務の性質から、平等原則に関する行政統制者としての位置付けを理論的に明確にした。その上で情報公開社会・高度情報化社会において、行政書士が行政裁量の統制者として役割を果たすためには、情報の保有・提供ではなく、情報を応用する力が必要であると考える。その為には、行政書士個人は、法学教育において実施されている判例評釈の技法を修得して、情報を体系的に構築する技法を学ぶことが必要であり、行政書士会は、情報の収集、データベースの構築、判例評釈の技法を学ぶ環境設備をする必要があることを明らかにした。この未来への取り組みの実現により、行政書士は、新たな行政書士像である行政裁量の統制者という位置付けを獲得し、情報公開社会・高度情報化社会における行政書士の危機的状況を打破し、勝ち残ることができるのである。

最後に一言述べたい。情報公開社会・高度情報化社会は、我々の生活を一変させた。時代の変化による産業の興廃があるように、我々士業の世界も例外ではない。行政書士は、情報公開社会・高度情報化社会という新しい時代のふるいにかけている。状況が厳しいことは確かである。そしてこの状況を悲観することは簡単である。しかし先人たる行政書士の努力に報いる為にも、また、行政書士を目指して日々努力をする数万人の行政書士試験受験生の為にも、悲観する前にこの状況を打破する方策を練るべきである。本稿が、行政書士が勝ち残るために、一つの示唆でも与えられるのであれば望外の喜びである。

以上

文献目録

引用文献

- 阿部泰隆 『行政書士の未来像』 信山社 (2004年)
- 宇賀克也 『行政法概説 I 行政法総論【第三版】』 有斐閣 (2009年)
- 小野秀誠 「司法書士と行政書士の職域紛争について」 NBL No611 (1997年)
13-19頁・NBL No612 (1997年) 35-41頁
- 兼子仁 『自治体・住民の法律入門』 岩波新書 (2001年)
- 兼子仁 『行政書士法コンメンタール (新4版)』 北樹出版 (2010年)
- 菊池秀 「行政書士の権利義務又は事実証明関係書類作成業務をめぐる問題点」 自由と正義 Vol. 60 No11 (2009年) 83-93頁
- 佐藤志信 「行政書士及び行政書士制度をめぐる最近の状況と今後の課題について」 月刊地方自治 753号 (2010年) 66-109頁
- 三木常照 『行政書士の役割 - 行政と市民のインターフェイス -』 ふくろう出版 (2004年)
- 三木常照 「行政手続法・許認可に係る行政書士聴聞代理権 - 行政書士法改正のゆくえ」 京都学園法学第1号 (2008年) 91-134頁

参考文献

- 清宮寿朗 『行政書士』 日本経済新聞社 (1997年)
- 兼子仁 『行政手続法』 岩波新書 (1994年)